

平成 28 年度事業報告(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉制度をめぐる動向

社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化等を柱とする「社会福祉法等の一部を改正する法律」が平成 28 年 3 月 31 日に成立し、同年 4 月 1 日より一部施行された。平成 29 年 4 月 1 日からの本格施行に向け、社会保障審議会福祉部会において、会計監査人の設置義務法人の範囲、社会福祉充実残額および充実計画等の制度の詳細に関する検討が進められ、平成 28 年 11 月 11 日に厚労省より政省令が公布された。

生活困窮者自立支援法施行 2 年目を迎え、全国各地で複合的な福祉課題・生活課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援が展開されている。本会の調査では、全国 1,152 の圏域のうち、必須事業である自立相談支援事業を行政直営で実施している圏域が 464 か所（前年度比 19 か所減）、民間団体に委託している圏域が 688 か所（同 35 か所増）であった。また、民間委託のうち、社協が事業を受託している圏域は 541 か所（同 16 か所増）となり、民間委託の約 8 割、全圏域の半数近くを占めている。

「ニッポン一億総活躍プラン」が平成28年6月2日に閣議決定され、子ども・高齢者・障害者などすべての人びとが地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」が盛り込まれた。これを受けて、厚労省は、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作り、また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスの転換と、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていくため、「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置した。実現本部の下に設置された「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」は、平成28年12月に中間とりまとめを公表し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり、多機関協働による総合的な相談支援体制づくり等の今後の方向性を示した。また、地域包括ケアシステムの推進・深化と制度の持続可能性の確保を図るため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法案」（第193回通常国会提出）により社会福祉法を改正し、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを市町村の役割として位置付けることとしている。

大規模災害と被災者支援活動

東日本大震災

復興庁「復興の現状」（平成 29 年 3 月 10 日）によれば、平成 29 年 2 月現在の全国の避難者数は約 12 万人、仮設住宅への入居者数は約 3 万 5 千人（1 万 7,592 戸）となっている。住まいの再建への動きが進み、避難者数、仮設住宅の入居戸数ともに減少しているが、依然として多くの人びとが避難生活を送っている。避難の長期化や災害公営住宅等への移転等に伴い、被災者の心身のケアへの支援、コミュニティ形成や生きがいつくりの支援、住宅・生活再建に関する相談支援体制の整備などが引き続き課題となっている。

平成 28 年熊本地震

平成 28 年 4 月 14 日と 16 日の二度にわたり震度 7 を記録した熊本地震は、熊本県・大分県を中心として九州地方の広い範囲に甚大な被害をもたらした。消防庁の発表によれば、この地震により死者 228 名、負傷者 2,753 名、避難者数は最大で 18 万人を超え、建物約 21 万棟が損壊した。

この地震は、社協、社会福祉施設、民生委員・児童委員等、社会福祉関係者にも甚大な被害をもたらした。本会では、発災直後から情報収集を開始し、4 月 18 日に「平成 28 年熊本地震福祉対策本部」を設置して所要の取り組みを進めることとした。具体的には、以下の取り組みを実施した。

- 被災地社協の活動の支援
 - ・ 災害ボランティアセンター活動支援のための社協職員の派遣調整
 - ・ 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付業務の支援のための社協職員の派遣調整
 - ・ 生活支援相談員による見守り、相談活動のための情報提供
- 被災施設の介護職員等の応援のための調整
- 民生委員・児童委員の被災状況と支援ニーズの把握
- 社会福祉施設協議会連絡会（以下、施設協連絡会）による義援金の募集および種別協議会等による義援金の募集の推進 等

また、本会・大規模災害支援活動基金より熊本県社協ならびに熊本市社協に対して各 1,000 万円、全国ホームヘルパー協議会の被災者支援活動に 90 万円の助成を行うとともに、地域福祉推進委員会「福祉救援活動資金」より 6 道県・市社協に合計 400 万円を助成した。また、種別協議会等においても各県・市組織に対して助成を実施した。

平成 28 年台風 10 号豪雨災害

平成 28 年 8 月 30 日、台風 10 号の影響により北海道及び岩手県において記録的な大雨被害が発生した。岩手県岩泉町の高齢者福祉施設において利用者 9 名が濁流に巻き込まれ死亡するなど、この災害による死者は 22 名、行方不明者は 5 名を数え、また、5,942 棟の住宅が損壊するなど、大きな被害をもたらした。本会では、被災地に設置された災害ボランティアセンターに対する職員派遣を行うとともに、被災地県社協、ブロック幹事県社協のほか、被災地支援関係団体と連携し、ボランティア活動の円滑な実施を支援した。

このほか、平成 28 年 10 月 21 日には最大震度 6 弱を記録した平成 28 年鳥取県中部地震、同年 12 月 22 日には新潟県糸魚川市大規模火災が発生しており、それぞれ被災地福祉関係者に対し、被災者支援活動に関する助言や情報提供等を行い、その活動を支援した。

【重点事業の実施状況】

I. 社会福祉諸制度の改革への対応

1. 社会福祉法人制度改革に向けた対応

- 社会福祉法人制度改革に向け、すべての社会福祉法人において的確な対応が図られるよう、都道府県・指定都市社協、全国社会福祉法人経営者協議会（以下、全国経営協）並びに各種別協議会・団体連絡協議会と連携し、年間を通じて情報の収集と発信、相談・質問への対応を進めてきた。また、政策委員会並びに施設協連絡会において、各組織と協力して制度改革への対応をめぐる課題を集約し、新制度の具体化の過程において所要の提言、提案を行うなど、社会福祉法人制度改革の実現と各法人における円滑な対応の支援に取り組んだ。
- 全国経営協は、今般の制度改革を社会福祉法人の存在意義をあらためて社会に示す好機と捉え、各法人における対応を支援すべく、全都道府県において「制度改革対応セミナー」を前期、後期に1回ずつ開催し、延べ2万人の法人役職員に対し、制度改革の趣旨、動向及び内容を伝達、説明した。さらに、モデル定款及びモデル経理規程の改定、「社会福祉充実残額算出シミュレーションツール」の提供、役員報酬規程等のモデルの提示、「社会福祉法改正のポイント」の監修等、多岐に渡る取り組みを進めた。また、全国保育協議会（以下、全保協）をはじめ各種別協議会においても、社会福祉法人制度改革をめぐる各施設種別の主要課題への対応や会員施設に対する情報共有等への取り組みが重ねられた。
- 市区町村社協に対する支援は、地域福祉推進委員会を中心に検討し、都道府県社協と協力して行った。本年度は、都道府県・指定都市社協法人制度改革担当部・課長会議等を開催し、制度改革の動向や社協の対応上の課題を共有し、その対策について検討した。これらの取り組みに加え、法人社協モデル定款及び社協モデル経理規程を改定、提示するとともに、社協による小規模法人の評議員確保支援のためにパンフレット「社会福祉法人制度の概要と評議員の役割」を作成し、配付した。
- 全社協福祉ビジョン2011「第2次行動方針」に基づき、「地域での公益活動の展開強化」の推進を図るべく、「市区町村社協と社会福祉法人・施設の協働による地域の公益的な活動の推進方策」をとりまとめて周知し、各地における取り組みの一層の推進に取り組んだ。

2. 福祉・介護人材の確保、定着、養成に向けた取り組みの推進

- 平成 28 年 3 月に政策委員会が策定した「地域を支える福祉人材確保・育成・定着の緊急対策」(以下、緊急対策)について、政策委員会構成組織である社会福祉法人等組織の各段階における取り組みを働きかけるため、パンフレットを作成した。
- 離職介護福祉士等の届出制度への対応については、29 年 4 月 1 日の稼働に向けて、業務システムの開発を完了した。また、同制度の広報に向けて、厚労省とともに、地方公共団体、市町村社協、事業者団体、養成機関、関係機関・団体への協力を呼びかけるとともに、ポスター、リーフレット、広告用版下・映像データを制作し、都道府県福祉人材センターに提供した。
- 社会福祉施設における人材確保・育成と処遇改善に向け、全国経営協では、「人材確保・定着・育成に関するマニュアル」の作成を進め、会員法人に提供した。全国保育士会においては、保育士等が自らの専門性を向上させながら誇りとやりがいを持って働き続けることができるキャリアアップの仕組みと、その構築方策等について検討を進め、また、社会的養護関係の各種別協議会においても研修体系の策定や見直し、具体化について検討を行った。

3. 子ども・子育て支援施策の拡充への取り組みの推進

- 全保協は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴って明らかになった課題整理を進め、保育三団体(日本保育協会、全国私立保育園連盟、全保協)において重点項目を整理し、厚労大臣並びに、内閣府少子化対策担当大臣へ要望書を提出して所要の対応を求めた。
- 新たな子ども家庭福祉のための推進基盤の形成について、「子どもの育ちを支える新たなプラットフォーム研修会」(7 月)、「子ども・子育て支援フォーラム 2016」(11 月)を開催し、児童虐待防止、子どもの貧困への対応における課題や実践について共有化を図った。また、児童虐待防止と早期発見のために保育士等が活用できる「気づく かかわる つなげる 保育者のための子どもと保護者の育ちを支えるガイドブック」を刊行した。
- 全国退所児童等支援事業連絡会(社会的養護に関わる施設や事業、里親等の全国組織 9 団体により構成)を設立し、退所児童支援に関わる団体間の連携の強化に取り組んだ。また、赤い羽根福祉基金の助成を得て、社会的養護における子どもの自立支援に関する実態調査を行うとともに、全国セミナーを開催した(3 月)。

4. 障害保健福祉施策の拡充への取り組みの推進

- 障害者権利条約の批准と障害者差別解消法施行を踏まえ、障害者の一層の理解と関係法の周知促進を図るため、種別協議会と連携し、事業の重点として取り組みを進めるとともに、大会・研修会でのプログラム化等により、施設・事業所職員等の学びを深めた。また、相模原の障害者支援施設で発生した事件に関連し、施設利用者の安全の確保及び権利擁護等に関する一層の取り組みの必要性について、関係施設・事業所と認識を共有した。
- 障害者総合支援法施行後3年を目途に行われた見直しにおいて、今後具体化される新規事業等や今後の検討課題とされた事項に関し、関係事業・サービスの充実や拡大につながるよう、種別協議会と連携して、厚労省との意見交換を行うなどの働きかけを行った。
- 優先調達推進法を踏まえた官公庁の発注実績に関する分析を進め、同法の一層の活用に向けて現状及び課題の検証を行った。さらに、全国の障害者就労支援事業所関係者と協力して啓発用ツールの作成とその活用を図り、あわせて調達推進のための全国キャンペーン活動を展開した。

5. 高齢者福祉・介護諸制度等の拡充への取り組みの推進

- 高齢者の生活支援に関する諸課題への取り組みについて、認知症高齢者の生活支援に向けて、関係者が連携・協働して取り組むための課題整理や方法論を検討することを目的に、認知症支援に取り組む関係者とともにセミナーを開催した（2月）。
- 改正介護保険制度への対応については、各地域の介護予防・生活支援サービス事業等の充実や、住民主体の地域の支え合い体制の構築に向け、新地域支援構想会議を開催し、参画団体と連携し支援や強化の方策を協議するとともに、その具体化をめざした。このなかで、事業推進上の課題を整理し、今後留意していくべき事項について、構想会議として「新たな地域支援事業の今後の展開にむけて」をとりまとめ、関係各方面に周知した。
- 高齢者保健福祉団体連絡協議会（構成団体：全国老人福祉施設協議会、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会）は、入所・入居系福祉施設等の全国組織（全国老人保健施設協会、日本慢性期医療協会、日本認知症グループホーム協会）に呼びかけ、5団体による懇談会を開催した。懇談会では、次期介護保険制度の見直しや介護報酬改定に向けた課題、その対応における関係者の連携について検討した。

6. 地域福祉施策の再編成への対応

- 住民に身近な地域における課題・解決力の強化や、市町村における包括的相談支援体制のあり方を検討する「地域力強化検討会」の構成員となった社協職員を通じ、地域福祉の推進基盤の充実・強化に資する制度となるよう、その企画・立案に対し所要の働きかけを行った。
- 国の委託事業「多機関の協働による包括的相談支援体制に関する調査・研究事業」を受託し、実践事例集「多機関の協働による包括的相談支援体制に関する実践事例集」を作成するとともに、「多機関の協働による包括的相談支援体制全国推進セミナー」(3月)を開催した。また、「地域課題を解決するために必要な社会資源創出の手法に関する研修会」(1月)を開催し、自治体及び社協における今後の地域福祉の取り組みの促進を図った。

7. 政策委員会の運営を通じた調査研究、提言、要望活動の推進

- 政策委員会において、本会における取り組み及び関連施策の一層の充実を図り、わが国社会福祉の増進が図られるよう、福祉関係予算、税制、社会福祉法人改革の要望活動等を政府、国会議員等に行った。
 - ・「社会福祉法人制度改革に関する要望書」を、自由民主党 社会福祉推進議員連盟、自由民主党 政務調査会 厚生労働部会 社会福祉法人改革プロジェクトチームに提出し意見を述べた。(4月、5月)
 - ・「平成 28 年熊本地震の被災地支援・復興に関する要望」を厚労大臣に提出(5月 20日)
 - ・「平成 29 年度社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書」を厚労大臣、内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)に提出(6月)
 - ・「一億総活躍社会の実現のための緊急要望」を厚労大臣に提出(7月)
 - ・「全社協福祉懇談会」において、「地域における生活支援の強化 ～総合的なセーフティネットの再構築～」を提出(10月)
 - ・自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」において、「平成 29 年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する重点要望」を提出し、意見を述べた(10月)

8. 「全社協福祉懇談会」の開催

- 10月6日に「平成 28 年全社協福祉懇談会」を開催し、全国の福祉関係者、関係国会議員等約 300 名が参加し、今後、必要とされる社会福祉政策のあり方について提言

を行うとともに、幅広く意見交換を行った。

Ⅱ. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

1. 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進

- 「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、第三者評価事業及び、苦情解決制度等を活用した社会福祉法人、福祉施設・事業所での福祉サービスの質の改善、向上の取り組みについて協議した。
- 第三者評価事業について、高齢者福祉サービス版、障害者・児福祉サービス版、厚生事業版評価基準の改定・策定に向けた検討・提案を行い、高齢者福祉サービス版、障害者・児福祉サービス版については、厚労省より改定通知が発出された。また、都道府県推進組織における評価手順・手法の標準化、評価調査者の資質向上等の第三者評価の受審促進に向けた取り組みについて検討し、推進を図った。
- 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針」（厚労省平成 12 年 6 月通知）が社会福祉法人制度改革等の最近の社会福祉事業をめぐる動向を反映したものとなるよう厚労省に改定を要請し、その結果、平成 29 年 3 月に一部改正が行われた。
- 苦情相談体制・研修部会を開催し、「運営適正化委員会事務局の実務」の改訂及び福祉施設・事業所向けの手引書に関する検討を進めた。また、都道府県運営適正化委員会の支援については、運営適正化委員会事業研究協議会を開催し、苦情・相談の状況と解決に向けた取り組みの現状を踏まえながら、福祉施設・事業所における苦情相談体制の整備や質の向上に向けた支援等の方策について協議した。

2. 権利擁護、日常生活自立支援及び虐待防止に関する取り組みの推進

(1) 権利擁護・虐待防止に向けた取り組み

- 地域福祉権利擁護に関する検討委員会を開催し、日常生活自立支援事業の実施状況や課題に加えて、成年後見制度利用促進法に基づき国が策定する基本計画に対応した社協の取り組み課題について協議・意見交換を行った。
- 第 12 回目となる「権利擁護・虐待防止セミナー」を開催し、権利擁護と虐待防止の取り組み推進のため、情報提供及び活動報告を行った。また、権利擁護・虐待防止の 1 年間の動向や課題、関係資料等を記載した「権利擁護・虐待防止 2017」を刊行

した。

(2) 日常生活自立支援事業の推進

- 都道府県・指定都市社協日常生活自立支援事業担当部・課・所長会議を開催し、制度の動向や事業実施上の方針や課題について共有し、今後のあり方等について協議した。また、日常生活自立支援事業マニュアルの最新の制度動向等に関する追補版を作成し普及・促進を図った。
- 日常生活自立支援事業の平成 27 年度末の利用者数は、26 年度末に比して約 3,000 人増加して 4 万 9,791 人となった。本事業の利用者は毎年増加しており、全国的な福祉サービス利用支援の推進に不可欠なものとなっている。

<参考>日常生活自立支援事業の実施状況（平成 27 年度の実績）

- ・契約件数（平成 27 年度末時点）：49,791 件（前年同月比 6.6%増）
- ・問合せ・相談件数（平成 27 年度）：1,767,312 件（前年度比 12.1%増）
- ・新規契約件数（平成 27 年度）：12,854 件（同 4.1%増）
- ・基幹的社協数：1,205 か所（同 105 か所増）
- ・専門員数：2,536 人（同 246 人増）
- ・生活支援員数：15,502 人（同 452 人増）

- 専門員に必要な知識及び技術に関する新任及び中堅専門員向け研修を開催した。あわせて、各地で自主的にケース検討会を実施していくためのノウハウの伝達等を目的に、地方ケースカンファレンスを全国 2 か所（富山県、沖縄県）で開催した。

(3) 地域における総合的な権利擁護体制の構築の推進

- 社協における権利擁護センターの設置等による社協の成年後見制度に関わる取り組み状況の調査を行うとともに、成年後見制度利用促進委員会にヒアリング対象団体として参画し意見表明を行った。

(4) 児童虐待の防止、早期発見等に向けた取り組み

- 子ども・家庭福祉のための推進基盤（プラットフォーム）形成に向けた取り組みにおいて、保育士等に向けた、児童虐待の予防・早期発見と子どもと保護者支援のためのガイドブックの作成に向け検討会を開催し、報告書を取りまとめ、「気づく かかわる つなげる 保育者のための子どもと保護者の育ちを支えるガイドブック」としてから刊行した。
- また、「ファミリーソーシャルワーク研修会」を開催し、地域の要保護児童や子育て

に関する課題を抱える家庭等への具体的な支援方法等に関する研修機会を提供した。

(5) 障害者の権利擁護と虐待防止の推進

- 障害者権利条約、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の理解促進等、地域社会における障害者の権利擁護にかかる啓発活動を、メールマガジン等の配信を通じて進めた。
- 相模原の障害者支援施設で発生した事件について、障害関係種別協議会等連絡会議を開催し、団体間の意見交換や対応状況を共有し、連携を図った。また、関係施設・事業所等において虐待防止・権利擁護の意識啓発をすべての職員に徹底するとともに、不適切なケアの見直し等につなぐため、種別協議会と連携し、利用当事者の意見を取り入れた適切な支援のあり方について検討した。
- 障害者虐待防止法の施行に対応して改訂した「障害者虐待防止の手引き（チェックリスト）」Ver.3の普及を図った。また、障害者虐待防止法の理念に照らしつつ、障害者施設・事業所及び厚生関係施設において虐待防止・権利擁護の理念徹底を進め、さらに実効性の高いものとしていくために、福祉施設・事業所において虐待防止・権利擁護推進の中心となるリーダー職員の養成研修を実施した。

Ⅲ. 地域福祉推進基盤の拡充と福祉活動・サービスの推進

1. 地域協働による重層的な福祉活動と地域ケア体制の構築

- 地域福祉推進委員会介護サービス経営研究会幹事会において、「新しい地域支援事業への社協の取り組み」をまとめ、市区町村社協に周知することで、社協が取り組むべき地域の生活支援体制づくりの方向性を提示した。
- 中央共同募金会と連携し、共同募金運動創設70周年を期し策定された答申「参加と協働による『新たな助け合い』の創造～共同募金における運動性の再生～」を周知するとともに、共同募金委員会の設置、共同募金計画の策定の推進、歳末たすけあい運動の推進や中央共同募金会が行う「赤い羽根福祉基金」による事業について協力を行った。
- 「住民主体の生活支援サービスマニュアル」の普及を図るとともに、生活支援コー

ディネーターの情報交換や交流、資質向上をねらいとして、生活支援コーディネーター研究協議会を開催した。

- 地域包括支援センターの機能強化に向けて、「介護保険制度の見直し等に関する意見書」をとりまとめ、地域包括支援センターの人員体制と予算確保とともに、事業評価の視点には地域住民等の第三者からの評価も加えるよう厚労省に要望した。

2. 生活困窮者自立支援事業の展開、地域における総合相談・生活支援システムの確立

- 生活困窮者自立支援制度に関わる社協の事業実施を調査し、事業の受託状況と傾向、課題分析等を実施した。また、平成30年度の制度見直しに向けた「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」に対して、社協からの構成員の推薦を行い、意見表明、議論への参画を行った。
- 国の委託を受けて自立相談支援事業の主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び、就労準備支援事業、家計相談支援事業の支援員の養成研修を実施し、平成28年度は1,093名が修了した。

【研修実施状況】

研修会名	修了者数
自立相談支援事業	
主任相談支援員養成研修	234名
相談支援員養成研修	384名
就労支援員養成研修	228名
就労準備支援事業従事者養成研修	120名
家計相談支援事業従事者養成研修	127名

- 市区町村社協における総合相談機能の強化に向けて、「社協・生活支援活動強化方針」の第2次アクションプランの作成に向け、社協の取り組みの現状の課題と論点を整理し、施策動向の動きにあわせた総合相談体制のさらなる推進に向けて準備を行った。
- 救護施設等厚生事業関係施設における生活困窮者自立支援関連事業の一層の推進を図るため、全国厚生事業団体連絡協議会において関係施設間の連携の実践例を共有した。なお、全国救護施設協議会を本会組織規程における社会福祉施設協議会に位置づけ、全国の社協との連携強化を図り、生活困窮者の自立支援等に一層積極的に取り組む体制を強化した。

3. 生活福祉資金貸付事業の充実

(1) 生活困窮者支援制度と連携した貸付の推進による自立支援

- 自立相談支援事業との連携による各資金の借入相談者・申込者への対応について、市区町村社協、都道府県社協における貸付業務に関する「運営ハンドブック」を作成することとし、生活福祉資金貸付事業運営委員会の下に作業委員会を設置して、平成29年度早期の発行に向け、編集作業を進めた。

<参考>総合支援資金等の貸付状況（平成28年4月～平成29年2月【速報値】）

貸付資金名	貸付件数	貸付金額	うち、自立相談支援事業利用件数
総合支援資金	1,053件(852件減)	3億5,030万円(3億883万円減)	965件
教育支援資金	11,262件(514件減)	84億5,211万円(7億5,770万円増)	80件
緊急小口資金	貸付件数7,329件(511件減)	5億4,233万円(3,859万円減)	2,992件

(2) 生活福祉資金貸付事業に関する運営管理体制の確保

- 市町村社協の生活福祉資金貸付事務費については、貸付原資の取崩しにより一定の予算確保が図られた。
- 適切な債権管理・償還指導の推進については、関係会議、研修会等を通じて、生活困窮者自立支援事業（自立相談支援、家計相談支援）との連携を通じた借受人への支援充実の意義等について周知を図った。また、「運営ハンドブック」において、借受人への償還指導上の留意点等についても示す予定とした。
- 都道府県社協が保有する貸付原資のあり方について、会計検査院より厚労省に対し、保有基準を作成すべきこと、また未使用原資が過大な県については、基準に照らして返還を検討すべきこと等を内容とする意見表示が行われた。これを受け、厚労省での基準案検討に対応し、生活福祉資金貸付事業運営委員会において、社協の立場から要望すべき事項を協議し、基準案に関する提案を行った。

4. 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

(1) 多様な課題を有する住民支援のための民生委員・児童委員活動の推進

- 全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」）において、生活困窮者への支援や児童虐待防止等、90周年活動強化方策が掲げる重点課題について、各種研修会をは

じめ、機関紙や事例集等を通じて、その積極的な取り組みの意義を広く周知した。

- 民生委員制度創設 100 周年に向けた記念事業について、全民児連において、①100 周年記念大会の開催、②全国一斉モニター調査の実施、③これからの民生委員・児童委員制度や活動のあり方に関する検討、④100 周年通史の作成、⑤重層的な広報活動、の 5 本柱の基本事業を中心に検討、準備を進めた。
- 平成 28 年 12 月の一斉改選において、全国の委員の約三分の一が交替するところとなった。全民児連では、機関紙「ひろば」における一斉改選への対応を特集するとともに、「新任民生委員・児童委員の活動の手引き」を発行するなど、委員交替により住民への支援が途切れることがないように、情報提供を行った。

(2) 民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備の推進

- 全民児連において、100 周年記念事業の一部として、「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会」を設置し、民生委員・児童委員の活動上の課題とともに、その改善のための具体的提言を取りまとめている。
- 民生委員活動を支援する重要な役割を担う単位民児協のリーダーである単位民児協会長向けに、民児協運営の基礎知識などをまとめた「単位民児協運営ハンドブック」を発行した。
- 平成 29 年は民生委員制度創設 100 周年であるとともに、児童委員制度創設 70 周年でもある。子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化するなか、全民児連では、広く研修や機関紙を通じて、「すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動」を呼びかけ、全国的な児童委員活動の推進を図った。
- 民生委員・児童委員活動における事故の補償を目的に、「民生委員・児童委員活動保険」制度を維持した。

<参考>平成 28 年度「民生委員・児童委員活動保険」事故受付状況【速報値】

①委員本人の負傷 476 件	②委員本人への加害行為等 2 件
③対人賠償 1 件	④対物賠償 7 件

5. 新たな貸付事業の運営支援

- 福祉人材の確保、ひとり親家庭の親の自立促進、及び社会的養護の仕組みのもとで育った者の自立支援のために、平成 27 年度補正予算で創設された 4 つの貸付事業（①介護福祉士就学資金等、②保育士就学資金等、③ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、④児童養護施設退所者等自立支援資金）について、都道府県・指定都市社協における

受託実施を支援するため、随時、関係情報を提供した。また、国の 28 年度の第 2 次補正予算において、介護及び保育の修学資金貸付制度の拡充が図られ、「実施要綱」等の一部改正が行われたことから、関連情報の提供を行った。

- 新たな貸付事業に係る貸付金の送金や債権管理に必要となる業務用システムを全国段階で用意するため、生活福祉資金貸付事業用システムのノウハウ等を活用し、システム開発会社による斡旋販売方式の仕組みを構築した。
- 新たな貸付事業における事業運営上の課題について、都道府県・指定都市社協からの相談を随時受け付け、厚労省と調整し、必要な情報提供等を行った。とくに、本事業に関する会計処理について、本会としての「基本的考え方」を作成し、都道府県・指定都市社協に提示した。

6. ボランティア・市民活動の推進、地域における福祉教育の推進

- 「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策 2015」について、本会研修・会議等の場、また、必要に応じて都道府県社協等が開催する会議・研修等において説明を行うなど、その普及を行った。
- 社協ボランティア・市民活動センターの活動の支援のため、メールニュースを発行（週 1 回、計 50 回発行）するとともに、厚労省「社会福祉推進事業」の助成を受け、活発かつ先進的な活動を展開しているボランティア・市民活動支援組織への調査を実施し、組織基盤、取り組みの工夫、活動の指標となる事例を収集、検証し、報告書「多者協働の場づくりに向けて」としてまとめた。
- 「平成 28 年度福祉教育研究委員会」を設置し、福祉教育のより広い展開や市民の社会参加を促進する観点から、サービスラーニングの手法を取り入れた福祉教育事業の展開について検討した。また、平成 27 年度にモデル事業を実施した「社会的包摂に向けた福祉教育」プログラムに係る事例集「福祉教育プログラム 7 つの実践」を作成した。
- 24 年間継続してきた「全国ボランティアフェスティバル」の後継事業として、「ボランティア全国フォーラム 2016」(会場:国立オリンピック記念青少年総合センター)を、547 名の参加を得て開催した。ボランティアや市民活動に対する「普及・理解」に加えて、「研究協議」の要素に重点をおき、全国的なボランティア・市民活動の質の向上や支援策の充実、活動の裾野の拡大に資することとなった。

7. 市区町村社協の経営基盤強化支援

- 社会福祉法人制度改革に対応し、各社協において、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化のための取り組みが着実に行われるよう、制度改革の動向に関する情報および社協モデル定款、社協モデル経理規程をはじめとする各種資料を提供した。
- 「社協・生活支援活動強化方針」の全国的な推進を図るため、全国会議や各ブロック別の会議の場において、普及促進を図った。また、制度改正の動き等を反映して、第2次アクションプランの策定を進めた。

IV. 福祉サービスを担う人材確保、育成への取り組み

1. 福祉人材センター機能と事業の強化

- 次世代の福祉・介護への進路選択を推進する機能の強化に向けて、福祉人材センター全国所長会議（4月）、福祉人材センター全国連絡会議（9月）等において各都道府県センター間において取り組み方法等の情報共有を行った。
- 福祉人材センターにおけるマッチング機能の強化に向けて、マッチング機能強化研修会等において情報提供・共有を行うとともに、研修資料「介護老人福祉施設における中高年齢者層の活用促進に向けた手引き」を活用しての研修会の実施を促した。
- 潜在有資格者等の就業支援に関しては、福祉施設退職者を対象とした再就業支援を継続して行うとともに、離職介護福祉士届出制度の導入に先立って実施された介護人材届出制度の実施状況を把握し、都道府県センター間で情報を共有した。

2. 福祉人材センター機能強化支援、福祉人材情報システムの運営

- 平成27年度補正予算により拡充された新たな貸付事業及び地域医療介護総合確保基金について、福祉人材センター全国所長会議、全国連絡会議において、厚労省から説明を得る機会を設けるとともに、各都道府県での取り組みの共有化を図った。また、業務・法令研修（参加者74名）、基幹職員会議（同44名）、福祉人材情報システム研修会（同79名）等を開催するとともに、メールニュースの配信による情報提供を通じて、都道府県人材センター・バンクの機能強化に向けた支援を行った。
- 離職介護福祉士届出制度に対応したシステムの開発と、それに伴う福祉人材情報システム（Coolシステム）の大規模改修を進めるとともに、平成29年4月1日からの

稼動に向けて操作説明のための研修会を開催した。

＜参考＞福祉人材センターにおける求人・求職状況【平成 28 年度速報値】

・新規求人数	31 万 4,202 人	(前年度比 1 万 262 人増)
・新規求職者数	6 万 385 人	(同 4,705 人減)
・有効求人数 (月平均)	7 万 6,821 人	(同 3,319 人増)
・有効求職者数 (月平均)	1 万 7,800 人	(同 1,213 人減)
・紹介人数	1 万 715 人	(同 2,297 人減)
・採用人数	8,695 人	(同 385 人減)

3. 中央福祉学院研修事業の充実

(1) 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の推進

- 指導者養成研修の実施により、81 名（累計 572 名、42 都道府県・9 指定都市）の講師養成を行った。また、セカンド研修の実施（修了者 13 名）により、指導者養成研修修了者のスキルアップ支援を行った。
- 新たに上級管理職員研修会を開催した。これにより、5 階層全コースが揃うこととなり、本研修課程による法人・事業所におけるキャリアパス構築支援の推進体制が整備された。

(2) 介護職員実務者研修通信課程の実施推進

- 本年度より 11 県・市社協との連携のもと、介護職員実務者研修通信課程を開講した。第 1 期は 439 名の受講者を得て、全国 13 会場（計 16 クラス）でスクーリングを実施した。（修了者 410 名）
- スクーリングの視察の受け入れや医療的ケア演習の指導講師の派遣等を通じ、実施県・市社協の運営を支援するとともに、未実施県・市に対する情報提供の強化を図り、第 2 期（平成 29 年度）より新たに秋田県、愛知県、滋賀県、大阪府における同課程の実施が決定した。

(3) 社会福祉士養成課程通信課程の実施

- 本年度が第 3 期となる短期養成課程は、562 名の受講者を得て、全国 3 会場（28 クラス）で面接授業を実施した。（修了者 544 名）
- また、本課程修了者の合格率の向上に向けて、各会場において試験対策講座を開催するとともに、試験対策メールニュースの発行、模擬試験の実施など、国家試験対策の充実を図り、短期養成課程修了者の合格率は新卒者 29.5%、全体で 26.2%となった。

(4) 中央福祉学院研修事業実施状況

- 受託研修事業（5 課程 7 コース）、独自研修（13 課程 17 コース）を実施し、あわせて 1 万人を超える福祉関係者が受講し、福祉サービスを担う職員の知識・技能の向上、資格取得を推進した。

4. 社協職員の養成・研修の推進

- 「地域生活支援ワーカー（地域福祉コーディネーター）・リーダー研修」の開催により、職員の育成を図ることのできる社協職員を養成するとともに、中堅職員研修、管理職員研修による階層別の研修を実施し、社協職員の質の向上に向けた取り組みを進めた。

V. 社会福祉に関する国際交流・支援活動の推進

1. 国際交流・支援活動の拡充

- 国際社会福祉基金委員会を 3 回開催し、事業の充実と推進について協議を行った。また、国際交流・支援活動会員制度を創設して会員を募集し、法人・施設会員 54 団体、個人会員 31 名の登録を行った。（会費年額：326.5 万円）
- 第 21 回日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議（韓国）、ソーシャルワーク、教育及び社会開発に関する合同世界会議 2016（SWSD2016）に出席し、日本の災害支援活動や介護保険制度について発信した。
- スタディ・ツアーを開催し、韓国の福祉施設 4 か所において研修を行うとともに、日韓の福祉関係者が交流を深めた。ツアーの開催には、韓国の修了生 11 名の協力を得て、日本から 17 名が参加した。
- アジアの福祉関係者の訪日視察の要請に積極的に対応し、韓国（3 団体）、台湾（3 団体）、香港（2 団体）で 100 名を超える福祉関係者を受け入れた。

2. アジア社会福祉交流・支援活動の実施

- 第 33 期アジア社会福祉従事者研修は、5 か国から 5 名を招聘し、約 11 か月の研修を終了した。これにより事業開始から第 33 期までの修了生は 8 か国、157 名となった。
- アジア「修了生支援事業」を実施し、修了生の福祉活動に対して助成を実施した。

(4か国7事業、計216万円)

- 修了生フォローアップ事業については、スリランカより2名を招聘し、研修を行った。また、こうした事業の実施状況や、修了生の母国での活動状況等の報告のため、広報誌「きぼう」を3回発行した。

3. フィリピン台風福祉支援活動等の実施

- 平成25年に発生したフィリピン中部を襲った台風30号の被災者支援について、フィリピン国内及び日本の民間社会福祉団体等が行う生活支援、復興支援活動に対する助成事業のこれまでの事業実施状況の整理と、今後の事業展開について検討を行った。
- また、平成27年4月に発生したネパール地震への支援については、中央共同募金会と協力して、被災地で福祉活動を行う民間団体等の支援を目的とした「ネパール災害福祉支援」を継続して進めた。

VI. 広報事業及び参考図書刊行事業の充実・強化

1. 広報事業の充実・強化

- 本会構成組織、関係団体、報道関係者及び市民に対する情報提供を目的に、「全社協 ActionReport (アクションレポート)」を月2回・計24回発行し、社会福祉の課題や本会事業の活動状況等について広く発信した。また、平成28年熊本地震の発災の翌日、全社協 Action Report(4月15日号)に速報を掲載し、翌週からは「全社協 Action Report 熊本地震臨時号」として第1報から第14報まで発行した。
- 本会 WEB サイト・ホームページの管理・運用については、月2回の定期更新を中心に、災害対応、入札情報、緊急報告等の臨時更新を行い(計65回)、広く国民及び福祉関係者に情報発信を実施した。また、さらに利用者が見やすく、多様な情報を的確に利用しやすくするために、トップページを中心としたリニューアルを行った。
- 高齢になっても地域で豊かな生活を送るための住民同士の支え合いや福祉専門職の取組等を紹介する動画「こころ豊かに希望をもって高齢社会を生きる」を制作し、DVDを都道府県・指定都市社協等に配布するとともに、「全社協ホームページ」に掲載した。また、第14回「全社協マスコミ懇談会」を、報道関係者12社・17名の参加を得て開催(8月1日)するとともに、「福祉ビジョン21世紀セミナー」(参加者155名)の開催し、広く国民に向けた情報発信を行った。

2. 参考図書刊行事業の企画内容の充実・販売強化

- 月刊4雑誌において、生活困窮者自立支援制度、子ども・子育て支援新制度、障害者差別解消法の施行状況や、社会福祉法改正等の最新動向について特集や連載企画として取り上げ、企画内容の充実を図った。「社会福祉学習双書」等の各種テキストについても、新制度や制度改革の動向を踏まえた改訂を行った。全社協各部所の取り組みの成果を踏まえた各種図書の発行については、各部所との連携により、新刊図書42点（前年度55点）、重版図書19点（前年度8点）を刊行した。
- 月刊4誌、刊行図書の販売促進と広報・宣伝の強化に向けて、中央福祉学院、種別協議会等と連携を図りながら、継続的なPR活動に取り組むとともに、研修受講者に対するサービス向上、図書販売機会の拡大と販売推進のため、中央福祉学院に11月下旬より図書閲覧コーナー（出版部刊行図書約200点を展示）及び図書販売コーナーを設置し、運営を開始した。また、各養成校における教科書採用拡大に重点的に取り組み、関係団体への訪問等を通じて働きかけを行い、宣伝普及を図った。さらには、新設の高齢者施設（約600施設）、保育所・認定こども園（約780施設）に対してDM発送し、本会月刊誌・図書のPRを図った。

Ⅶ. 都道府県・指定都市社協の連絡調整・支援、本会経営管理体制の強化

1. 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示

- 「都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会」において、『都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針』に関する重点事業の展開方策」に基づく事業・活動の展開の取り組み状況の把握と経営課題等の検討を行うとともに、『福祉ビジョン2011』第2次行動方針」を都道府県・指定都市社協での取り組み方針とすることを確認した。
- 指定都市社協については、「地域福祉活動・事業を基盤とする指定都市社協の今後の事業展開」（指定都市分科会報告）に基づく事業・活動の展開の取り組み状況の把握と経営課題等の検討を行った。また、顕在化する大都市部の福祉課題・生活課題について、指定都市等の大都市の社協の今後の事業展開を協議するため、「大都市の福祉問題への取り組みを促進する社協セミナー」を開催した。

2. 都道府県・指定都市社協等との連絡・調整

- 「常務理事・事務局長セミナー」、「常務理事・事務局長会議」、「総務担当部・課長会議」、「社会福祉法人制度改革担当部・課長会議」を開催し、社協を取り巻く情勢、

課題認識の共有化を図るとともに、とくに社会福祉法人制度改革に関する情報提供・情報交換を行い、適切な対応に向けた課題の共有化を図った。

- また、上記会議等の開催にあわせて調査を実施し、都道府県・指定都市社協における社会福祉法人制度改革への対応状況や課題認識等を中心に状況把握を行った。

3. 安定経営の確保

(1) 新霞が関ビルの安定経営

- ビル管理事務所等と協力しつつ、良質なビル環境の維持、必要な設備更新を行うとともに、入居テナントとの契約維持、賃料水準の確保に努めた。また、新霞が関ビルのBCP対応機能の強化について、前年度から実施している非常用発電機の増強、断水・下水道不通対策、エレベーターの耐震機能の強化に加えて、浸水対策として防潮板の設置等を実施した。

(2) 中央福祉学院・ロフォス湘南の利用促進、運営管理体制の改善

- 中央福祉学院主催研修を基本として施設利用の促進、宿泊施設を含む稼働率の確保を図った。
- また、空調設備等更新工事について、4月中旬から5月末まで全館休館として集中工事を実施し、工程どおり工事を完了した（総工費約3.8億円）。

(3) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金の運営

- 基金の安定的な制度運営のために、掛金の収納、給付金の支給等の処理を的確に進めるとともに、毎月「基金ニュース」を発行して、事務処理のスケジュールや資産運用状況について、全加入団体に対する情報提供を進めた。また、本年度より適用を開始した新たな財政運用ルールに基づき、専用口座（信託財産）における掛金の収受及び給付金の支出を開始した。
- また、年金コンサルタントの協力を得て、四半期毎の運用報告会において資産運用委託先の投資行動、運用成績及び将来見通しを確認、把握するなど、適切な基金運営・資産運用を進めた。平成29年2月末時点において、要支給額1,113.0億円に対し、積立総額は1,330.6億円であり、充足率は119.6%であった。

(4) 本会情報システムの管理体制強化

- 個人情報等の漏えい等への対策を強化すべく、各部所における業務システムを含め、

本会情報システムにおけるセキュリティ対策を点検し、「情報システム管理運用規程」並びに手引きやガイドブックの理解促進等、セキュリティ確保の徹底を図った。

- 業務システム(情報システム)の開発に際しては、IT コンサルタントの関与のもと、円滑な開発業務の遂行に向けて、必要な支援を行った。

(5) 大規模災害等に備えた本会としての態勢整備と被災地支援

- 本会「業務継続計画 (BCP)」に基づく緊急時の対応を円滑かつ効果的に進めるために、安否確認システムの稼働訓練、ロフォス湘南における緊急時参集訓練を実施した。
- 熊本地震への対応を踏まえ、大規模災害時の社協等関係組織による具体的な対応体制のあり方に関して、都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長セミナー等において、取り組み状況や課題の共有を図った。

4. より適正な業務執行体制の確立

- 平成 25～27 年度を期間とする前・中期経営計画の成果を総括し、より中長期的な視点に立った組織の基盤となる財政構造及び事務局体制に関する基本方針として、平成 28 年度から 5 か年を対象とする第二期中期経営計画を策定し、重点事業の推進、組織強化に向けた取り組みを進めた。
- 事業や予算の執行状況に関する定期的な確認とともに、業務執行の一層の適正化に向けて、内部監査、監事監査並びに外部監査との連携を図り、内部統制機能の強化に取り組んだ。また、社会福祉法人制度改革に対応し、会計監査人設置に向けた準備を進めるとともに、内部管理体制の整備に向けて、内部監査の基本方針の見直し等を図った。
- 引き続き、監査法人による会計監査を依頼し、実施にあたっては、内部監査による調査結果の活用による効率的な監査計画の立案について監査法人と協議を行うとともに、監事監査との連携強化を図った。また、外部監査の実施に際して、平成 29 年度から導入が想定される会計監査人による監査を視野に入れた検討を進めた。

VIII. 大規模災害対策の推進および大規模災害被災地福祉関係者の支援

1. 熊本地震への対応

(1) 「平成 28 年熊本地震福祉対策本部」の設置、運営

- 平成 28 年 4 月 18 日に「平成 28 年熊本地震福祉対策本部」（本部長：寺尾徹常務理事）を設置し、本会職員を被災地に派遣し、情報収集を行うとともに、適宜、対応方策を検討、支援活動に取り組みを進めた。
- また、「全社協 ActionReport（アクションレポート）熊本地震臨時号」を 14 報まで発行するとともに、本会ホームページに専用ページを開設し、本会関係者をはじめ、広く情報提供を行った。

(2) 被災県・市社協に対する支援活動の展開

- 災害ボランティアセンターの設置および運営支援のため、本会職員を派遣し、現地において所要の協議、調整を進めた。4 月 17 日以降、熊本県においては、最大 17 市町村の災害ボランティアセンターが開設され、全国から参加したボランティアは 11 万 8,749 人（平成 29 年 3 月 31 日現在）となっている。
- また、4 月 22 日から九州ブロックの各県・市町社協による応援職員派遣が実施され、その後、他のブロックの各府県・市町社協職員の派遣調整を実施した。
- 「被災地支援・災害ボランティア情報」を計 81 号発行（台風 10 号豪雨水害、鳥取中部地震等を含む）し、各市町村の災害ボランティアセンターの活動および社協職員の派遣状況等に関する情報を発信、提供した。

(3) 生活福祉資金・緊急小口資金特例貸付の実施にかかる調整

- 緊急小口資金特例貸付を全都道府県で実施した。全国からの応援職員の派遣調整等を行い、県内 18 市町村に特設会場を設置して貸付を開始した。貸付決定件数は 1 万 1,739 件、貸付金額 15 億 8,300 万円となった。

(4) 社会福祉法人・福祉施設の被災状況、支援ニーズの把握と対応

- 各種別協議会において、発災直後から支援物資の調達・輸送、応援職員の派遣等の支援活動を実施した。
- 被災地福祉施設等の介護職員等の応援にかかるマッチングを進めるため、全国経営協、熊本県経営協、熊本県社協と協力し、熊本県社協内に現地調整本部を設置した。

本部設置後は、各種別協議会や関係団体と連携し、被災施設等へのニーズの聞き取りと応援職員の派遣調整を行い、1,300名余の応援職員派遣の調整を行った。

(5) 各種義援金の募集実施

○施設協連絡会において、被災施設の義援金の募集を実施。全国社会就労センター協議会、全国保育士会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国民生委員児童委員連合会、保育三団体等においても、被災施設等の支援に向けて義援金募集を実施している。

【義援金・支援募金の状況】

協議会等	金額	備考
社会福祉施設協議会連絡会	4,370万円	平成28年熊本地震にかかわる義援金
全国社会就労センター協議会	1,153万円	平成28年熊本地震で被災したセルフ施設・事業所支援のための義援金
全国保育士会	1,208万円	全国保育士会被災地支援スキャンポ募金
全国児童養護施設協議会	1,583万円	被災地児童養護施設支援募金
全国乳児福祉協議会	479万円	平成28年度熊本地震にともなう災害支援金
全国民生委員児童委員連合会	9,829万円	平成28年熊本地震民生委員・児童委員支援募金
保育三団体 (全国保育協議会・全国私立保育園連盟・日本保育協会)	1億390万円	保育三団会被災地支援募金

2. 福祉分野における防災、災害救援活動の強化

- 東日本大震災については、東日本大震災被災社協3県会議を3回開催し、被災市町村社協の現状や課題、支援内容等を確認した。また、福島県において「生活支援相談活動管理職・担当者連絡会議」(2月)を開催し、熊本地震や鳥取県中部地震等の大規模災害の発生を受け、3県以外の社協からの参加も得て、被災地の情報や課題を共有し、協議を行った。
- 平成28年熊本地震、台風10号豪雨災害、鳥取県中部地震、糸魚川市大規模火災において、これら被災地における災害ボランティアセンターの設置等にかかる県・市社協の活動に対して、本会地域福祉推進委員会「福祉救援活動資金」より6道県・市社協に合計400万円の福祉救援活動資金を助成した。

【地域福祉推進委員会「福祉救援活動資金」活動費助成の内訳】

平成 28 年熊本地震	熊本県社協	170 万円
	熊本市社協	30 万円
台風 10 号豪雨災害	北海道社協	60 万円
	岩手県社協	50 万円
鳥取県中部地震	鳥取県社協	60 万円
糸魚川市大規模火災	新潟県社協	30 万円
合 計		400 万円

- また、大規模災害支援活動基金により、平成 28 年熊本地震および台風 10 号豪雨災害の被災地支援活動に対して、4 道県・市社協および全国ホームヘルパー協議会に合計 2,720 万円の助成を実施した。

【大規模災害活動支援基金による助成の内訳】

平成 28 年熊本地震	熊本県社協	1,000 万円
	熊本市社協	1,000 万円
	全国ホームヘルパー協議会	90 万円
台風 10 号豪雨災害	北海道社協	130 万円
	岩手県社協	500 万円
合 計		2,720 万円

- 被災地外の地域からの支援が必要な災害が頻発するなか、社協を核にした協働型災害ボランティアセンターの設置が求められており、こうした要請に応えうる災害ボランティアセンター運営者を養成するため、長野・岐阜・福岡の各県社協と協力して 3 県において研修を実施した。
- 災害発生時のボランティア活動の推進に際して、ボランティア、NPO、社協、その他関係者間の連携・協働体制のあり方などを総合的に検討するとともに、発災時に確実に機能するネットワークづくりのため、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議への参加や、行政および関係団体との協議の場を持ち、被災者支援活動の関係者との連携の推進に取り組んだ。また、都道府県域での連携・協働体制づくりについて、多様な関係者による「都道府県域における同時多発・広域災害への支援のあり方検討委員会」を設け、都道府県域内の支援体制の構築に資することを目的に、その役割や機能の整理を行った。